

令和8年度 芸西村  
公共施設等総合管理計画更新業務

仕様書

芸西村

# 令和8年度 芸西村 公共施設等総合管理計画更新業務

## 第1章 総 則

### (業務目的)

第1条 本業務は、昨年度までに策定された個別施設毎の長寿命化計画を踏まえた公共施設等総合管理計画の更新を行うとともに、以下のミッションを達成することを目的とする。

#### 【ミッション】

- ①公共建築物やインフラの管理状況を可視化し、計画的で適切な維持管理を行う
- ②公共建築物やインフラの維持管理や更新に係る経費の削減
- ③公共建築物やインフラの価値や魅力を向上させ、利用者目線で利便性を向上する
- ④公共建築物やインフラに関連するデータをシステムで一元管理し、マネジメントの効率化を図る  
また、日常的な施設管理情報等の蓄積も可能な環境を構築する
- ⑤予算編成と連動した施設の維持管理・更新を行い財政の健全化を図る

### (定義)

第2条 本仕様書における用語の定義は、芸西村を「発注者」とし、業務受注者を「受注者」とする。

### (法令等の関係)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1)インフラ長寿命化基本計画
  - (2)総務省 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針
  - (3)個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等
  - (4)公共施設等総合管理計画
  - (5)地方自治法 同施行令
  - (6)PRE戦略を実践するための手引書（公的不動産の合理的な所有・利用に関する研究会 平成24年3月改訂版）
  - (7)まちづくりのための公的不動産有効活用ガイドライン（平成26年8月 国土交通省）
  - (8)その他関係法および通達など
- 2 本業務の仕様書に定めのない事項については、受注者は発注者と事前に協議し、監督員の指示に従わなければならない。

### (名称)

第4条 本業務の名称は『令和8年度 芸西村公共施設等総合管理計画更新業務』とする。

### (提出書類)

第5条 受注者は、契約後速やかに次の各号に掲げる事項の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- (1)業務着手届
- (2)主任技術者届
- (3)業務工程表
- (4)その他発注者の指示する書類

### (受注者の資格)

第6条 本業務における受注者資格は、次の各号に掲げる事項のとおりとする。

- (1)本業務は、発注者の公共施設等に係る計画を作成することから、基礎データとなる公共施設等総合管理計画策定、固定資産台帳整備及びそれに関連する管理システムの受注実績を高知県内で有すること。
- (2)認定ファシリティマネジャーの資格を有すること。
- (3)情報基盤の整備と計画策定後の計画の活用の側面から、公共施設マネジメントシステムの構築実績を有し、システムの保守、運用を滞りなく実施すること。

(5)災害等を考慮し、作成されたデータや資料のバックアップが適正に保管することができるよう受注者は、IDC（インターネットデータセンター）と契約していること。データセンターの条件は以下の要件を満たしていること。

- ・耐震性に優れたビルに高速な通信回線を引き込んだ施設であること。
- ・自家発電設備や高度な空調設備を備え、IDカードによる入退室管理やカメラによる24時間監視などでセキュリティを確保していること。
- ・停止してないか監視するサービスや、定期バックアップなどの付加サービスを提供していること。
- ・情報の管理事務の効率化円滑化の向上、情報漏洩及びウィルス感染のリスク低減を目的とし、総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）のLGWANTOWNによるサービス提供（工程管理、データ管理、データ交換、カレンダー機能）が可能であること。

#### （業務計画）

第7条 受注者は、本業務の着手にあたり業務計画を立案し発注者と十分な打ち合わせを行い、業務内容を十分に理解した後に着手するものとする。

2 業務遂行中においては、発注者は受注者に対して進捗状況等の報告を求めることができるものとする。

#### （業務実施体制）

第8条 受注者は、次の業務実施体制を有するものとする。

- (1)主任技術者 1名
- (2)業務担当者 1名

#### （品質サービスの帰属）

第9条 本業務における品質サービス及び業務作成上の資料等については、全て発注者に帰属するものとし、発注者の指定する時期に速やかに引き渡すものとする。

2 受注者は、発注者の承認を受けずに複製、公表、貸与してはならない。

#### （受注者の責任）

第10条 本業務において、次の各号に掲げる事項は受注者の責任とする。

- (1)本業務の実施にあたり、受注者の行為に起因して第三者に損害を与えた場合及び紛糾が生じた場合は受注者の責任において解決するものとする。
- (2)本業務において必要な手続き及び発注者が貸与する以外の資料収集は、原則として受注者が行うものとする。
- (3)受注者は、本業務に関して知り得た事項を漏らし、または作成した資料を他の目的で利用してはならない。
- (4)受注者は、本業務終了後3年以内において過失または疎漏等に起因する箇所及び誤りが発見された場合は、受注者の責任と負担において直ちに訂正補充等の処理をするものとする。

#### （検査）

第11条 発注者は、受注者の行う各作業について必要に応じて適宜検査を行い、不備な箇所について必要な指示を与えるものとし、受注者は訂正等の指示を受けたときは、速やかにその指示に従うものとする。

#### （調査協力）

第12条 発注者は、受注者より文書の提示及び調査依頼を受けた場合は、支障のない限り調査協力しなければならない。

## 第2章 細 則

### 第1節 公共施設等総合管理計画更新

#### (業務概要)

第13条 本業務の概要については、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 公共施設等の現況把握及び将来の見通しに関する検討
- (3) 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の把握及び財源の見込みの検討
- (4) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針の検討
- (5) 施設分類ごとの管理に関する基本方針の把握及び検討
- (6) 公共施設等総合管理計画書のとりまとめ
- (7) 打合せ協議

#### (計画準備)

第14条 受注者は、本業務の主旨を十分に理解し、適正かつ公正な支援作業を行うための計画を立案し、当該計画内容について発注者と適宜協議を行うものとする。また、作業の効率化を図るため、地方公会計制度で整備したストック情報を利用し計画を図るものとする。

#### (資料収集整理)

第15条 受注者は、本業務を行うにあたり、発注者が所有する公共施設等に係る関連資料（長寿命化計画等）について、その存否を確認し、収集し整理を行うものとする。

#### (対象施設)

第16条 受注者は、発注者が設置・管理する全ての公共施設等を対象として、計画の策定を行うものとする。

#### (公共施設等の現況把握及び将来の見通し)

第17条 受注者は、以下に示す内容の資料の整理・収集を行い、施設の現状・将来見通し・課題を、客観的に把握・整理して分析を行うものとする。

#### (維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み及び財源の検討)

第18条 受注者は、公共施設等の状況を踏まえ更新費用推計及び各個別の長寿命化計画等を踏まえ、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを把握し、施設の更新が集中する時期を明らかにする。また、充実可能な財源についても検討する。

#### (公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針の検討)

第19条 受注者は、「公共施設等の現況把握及び将来の見通し」での課題・分析をもとに、アセットマネジメントなどの動向や事例を踏まえ、公共施設等全体を今後どのように管理していくかについて、基本方針を作成する。

今後の公共施設等の管理に関する基本的な考え方について記載するとともに、将来的なまちづくりの視点から、PPP/PFIなどの活用も検討し、具体的な公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項についても考え方を記載する。

- ①点検、診断等の実施方針
- ②維持管理、修繕、更新等の実施方針
- ③安全確保の実施方針
- ④耐震化の実施方針
- ⑤長寿命化の実施方針
- ⑥統合や廃止の推進方針
- ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
- ⑧ユニバーサルデザイン化の推進方針

(施設分類ごとの管理に関する基本方針の把握及び検討)

第20条 受注者は、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について、前条の結果や各個別の長寿命化計画等を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を検討する。

(公共施設等総合管理計画のとりまとめ)

第21条 受注者は、前条までの検討結果を踏まえ、公共施設等総合管理計画として取りまとめを行うものとする。

(フォローアップ)

第22条 受注者は、前条までに協議した内容を踏まえ、長寿命化計画の推進状況等について、適切な期間内にフォローアップを実施し、必要に応じて計画を更新する旨を提示するものとする。

(打合せ協議)

第23条 打合せ協議は、適正な業務の遂行を図るため、発注者と受注者で常に密接な連絡をとり相互に確認するものとする。

## 第2節 品質サービス

(品質サービス)

第24条 受注者は、本業務に係る下記の品質サービスを発注者に提供するものとする。

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (1) 公共施設等総合管理計画 (改訂版) .....     | 1式 |
| (2) 公共施設等総合管理計画 (改訂版) データ ..... | 1式 |